

# 令和2年第3回にかほ市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和2年5月28日第3回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	齋 藤 光 春	2 番	佐々木 孝 二
3 番	小 川 正 文	4 番	伊 東 温 子
5 番	齋 藤 聡	6 番	齋 藤 進
7 番	森 鉄 也	8 番	洪 谷 正 敏
9 番	佐 藤 直 哉	10 番	宮 崎 信 一
11 番	佐 藤 治 一	12 番	佐々木 正 勝
13 番	佐々木 春 男	14 番	佐々木 敏 春
15 番	伊 藤 竹 文	16 番	佐 藤 文 昭
17 番	菊 地 衛	18 番	佐 藤 元

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	山 田 克 浩	次	長 加 藤 淳 子
班 長 兼 副 主 幹	須 田 益 巳	主	査 阿 部 郁 美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	市 川 雄 次	副 市 長	本 田 雅 之
-----	---------	-------	---------

教 育 長	齋 藤 光 正	総 務 部 長 (危機管理監)	佐 藤 正 之
企 画 調 整 部 長 (地方創生政策監)	佐々木 俊 哉	市 民 福 祉 部 長	池 田 昭 一
農 林 水 産 建 設 部 長	土 門 保	商 工 観 光 部 長	佐 藤 豊 弘
教 育 次 長	齋 藤 一 樹	消 防 長	加 藤 十 二
会 計 管 理 者	洪 谷 憲 夫	総 務 課 長	佐々木 俊 孝
総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔	商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸
教 育 総 務 課 長	池 田 智 成		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第1号

令和2年5月28日（木曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第44号 令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）について
- 第4 常任委員会委員の選任
- 第5 議会運営委員会委員の選任
- 第6 議会広報広聴委員会委員の選任
- 第7 議会改革推進会議委員の選任
- 第8 議長の常任委員会委員辞任の件
- 第9 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから令和2年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、8番洪谷正敏議員、9番佐藤直哉議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。宮崎信一議会運営

委員長。

【議会運営委員長（10番宮崎信一君）登壇】

●議会運営委員長（宮崎信一君） おはようございます。

去る5月21日に議会運営委員会を開催し、本日の臨時会について協議しておりますので、内容を御報告いたします。

本日の議案は、配付されているとおり議案第44号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての議案1件でございます。

なお、議案第44号については、市説明会で説明を受けている事案でございます。市単独の新型コロナウイルス感染対策として、中小企業等及び市出身者学生に対する経済支援を早期に対応する事案でございます。

以上のことから、会期は本日1日限りとし、議案を委員会付託せずに本会議において提案理由の説明、議案質疑、討論、採決を行うこととして、議会運営委員会で決定しております。以上です。

●議長（佐藤元君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間に決定しました。

次に、議案の付託についてお諮りします。本日提出されている議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

副市長より発言を求められておりますので、これを許します。副市長。

●副市長（本田雅之君） おはようございます。

それでは、市議会5月1日臨時会以降における新型コロナウイルス感染症対策本部の取り組み状況につきまして、その概要を御報告いたします。

5月1日の第6回対策本部会議では、連休明けの7日から小中学校を再開すること、部活動やスポ少は11日から再開すること等の報告がありました。また、特別定額給付金対応といたしまして、ゴールデンウィーク中も新型コロナウイルス対策室の職員2名が出勤し、電話対応に当たることといたしました。

7日の第7回対策本部会議では、休み明け11日以降の公共施設の対応について協議し、一部の開放・再開を決定したほか、学生緊急アンケートの結果報告がありました。特別定額給付金については、予定どおり15日に申請書類を発送し、18日から受付を開始することが報告されております。

14日の第8回対策本部会議では、除菌水の配布状況や、介護施設・障がい者施設等へのマスクの配布について報告があったほか、休館中の公共施設等については、緊急事態宣言の解除とそれに対する県の対応を踏まえて決定するということといたしました。

20日の第9回対策本部会議では、本県の緊急事態宣言が14日に解除されましたことから公共施設の利用基準を一部緩和したほか、各種会議の開催や、職員参加の新たな基準づくりを進めることが確認されました。

27日、昨日ですが、第10回対策本部会議では、緊急事態宣言の全面解除を受けまして、法律に基づく市の対策本部は廃止され、今後は任意の対策本部に切り替わること、それから飛良泉本舗から提供されましたアルコール消毒液を保育所や高齢者施設等に配布したことなどが報告されております。また、新たなイベント等開催基準について協議を行っております。

続きまして、その他の報告についてであります。

特別定額給付金につきましては、5月25日までに7,346件の申請があり、うち本日の第1回振り込みは7,343件、19億6,850万円となっております。予算対比で約81.5%となっております。

次に、飲食店等緊急支援給付金につきましては、5月26日現在で122件の申請があり、うち交付決定が114件、本日の振り込み分を含めると、支払済みは101件、3,030万円となっております。

続きまして、テイクアウト等消費還元事業につきましては、5月26日現在でスタンプカード1,176枚の返信があり、うち433件に対して86万6,000円相当分の共通商品券を送付済みであります。

今後も、対策本部会議を適時・適切に開催いたしながら、市民の安全・安心の確保と市内経済の回復に向けて全力で取り組んでまいります。以上であります。

●議長（佐藤元君） 日程第3、議案第44号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めましておはようございます。

それでは、本日提出させていただいております議案の要旨について御説明を申し上げたいと思います。

議案第44号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億101万7,000円を追加し、総額をそれぞれ174億7,346万2,000円とするものであります。

補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う市民生活及び地域経済等への影響に対し、緊急経済支援策を講じるための予算措置を行うものであり、歳出においては、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少した市内事業者の事業継続を応援するため、事業継続応援給付金制度を創設し、給付金及び事務費を合わせて1億6,586万1,000円を計上させていただいております。

また、親の収入や学生本人のアルバイト収入の減少など経済的な理由で学生生活に支障を来している大学生等の学業継続及び生活支援を行うため、新たに学生生活緊急支援給付金制度を創設し、

支援給付金4,000万円を計上しております。

なお、にかほ市議会災害対策本部の決定を受け、にかほ市議会による政務活動費交付金のほか、行政視察に係る旅費等の予算を合わせて484万4,000円も減額をさせていただいております。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げました。補足説明については担当の部課長が行いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

●議長（佐藤元君） これから担当部長から補足説明を行います。

初めに、議案第44号について、商工観光部に関することは商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業のにかほ市事業継続応援給付金につきまして補足説明申し上げます。

予算書7ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費14目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費補正額2億586万1,000円の補正額のうち、学生生活緊急支援給付金4,000万円を除く1億6,586万1,000円が全て、にかほ市事業継続応援給付金の事業費でございます。

具体的には、1節報償費、それから3節職員手当、8節旅費に関しましては、事業で採用します会計年度任用職員の費用などでございます。期間は6ヵ月を1人、2ヵ月を1人予定しております。（\_\_\_下線部分、発言訂正あり）

10節需用費は、事務費で使用する消耗品やチラシなどの印刷製本費でございます。

11節役務費は、郵送料などの通信運搬費となります。

12節委託料は、コールセンターへの委託料3ヵ月分と商工会への委託料4ヵ月分でございます。

18節負担金補助及び交付金は、事業で支払います給付金800件掛ける20万円ということで1億6,000万円を計上してございます。

事業の中身につきましては、5月21日に開催しました説明会で御説明しておりますので、詳細は割愛させていただきたいと思っております。補足説明は以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、教育委員会に関することは教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、同じく補正予算綴りの7ページの2款1項14目新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費の18節負担金補助及び交付金、学生生活緊急資金給付金4,000万円について補足説明させていただきます。

先の説明会でも申し上げましたけども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、特に親元を離れて暮らす学生たちの生活にも経済的な支障が出ているところでございます。そのため、もともと経済的な理由で、にかほ市、あるいは秋田県育英会、日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けているにかほ市出身の大学生、大学院生、短大生、専門学校生等に、学業継続及び生活支援を目的として給付金を給付するものでございます。給付額につきましては、生活支援として申請を受け付けた月の翌月から来年3月まで、毎月2万円を給付する予定でございます。申請の受付は6月と7月の2ヵ月とし、6月に申請を受けた場合には7月から9ヵ月間の計18万円、それから7月に申請を受けた場合には8月から8ヵ月間の計16万円を給付するものでございます。

本市では、学生支援を検討するために市出身の学生の実態を把握しようと、4月24日から30日までインターネットなどでアンケート調査を実施しております。103人から回答がありまして、アンケート結果から、アルバイトしている学生は71%、そのうち「現在、アルバイト収入が減少した」が82%、「今後、アルバイト収入が減少する可能性がある」が92%でありました。さらに、アンケート時点でアルバイト先閉鎖中が71%という結果でありましたので、また、市に期待する支援のうち15%が奨学金の臨時の増額貸付を希望しており、その中で最も多い希望額が2万円から3万円ということになっております。このような結果を参考にしながら、毎月2万円を給付するものでございます。

対象人数は225人を想定しておりまして、市内の中学校の卒業生数をもとにすると、今年度19歳から22歳を迎えるのは約1,000人で、平成30年の学校基本調査等から高校卒業後の進学率は70%であることから700人となります。全国大学生協連合会の令和元年の学生生活実態調査によると、何らかの奨学金を受けている学生が30.5%ですので、700人に30.5%を掛けて213人とし、浪人して進学している奨学金の貸与を受けている人を若干加えて225人としたものです。そして18万円給付を200人、そして16万円給付を25人とし、4,005回、4,000万円を計上したわけでございます。

なお、奨学金を受けていない学生につきましても、困窮している本市出身の学生も当然いると思われまます。その学生たちのために、特別に6月、7月に申請期間を設けて、本来であれば選定基準となる収入金額などを適用せずにスピーディーに奨学金を貸与する、にかほ市奨学金特別貸付事業を実施して支援していく予定でございます。この事業は、通常の本市奨学金と同様に奨学資金で貸与しますので、今回の新たな予算措置はしていないところでございます。

いずれ、これらの事業で経済的に困難な学生たちを支援していきたいと考えております。補足説明は以上です。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長より発言を求められておりますので、これを許します。商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 先ほど私、補足説明で申し上げました会計年度任用職員の費用に関しまして、ちょっと誤りがございまして、先ほど「6ヵ月を1人、2ヵ月を1人」と申し上げましたが、正しくは「6ヵ月を1人、2ヵ月を2人」でございました。謹んで訂正申し上げます。（該当箇所訂正済み）

●議長（佐藤元君） ただいまの正誤の訂正発言について、承認することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。\_\_\_\_\_

---

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

議案第44号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。最初に、2番佐々木孝二議員。

●2番（佐々木孝二君） おはようございます。

2款1項14目18節の負担金補助及び交付金、事業継続応援給付金1億6,000万円についてでございます。

すが、コロナ禍に対する市内事業者へのかほ市独自の支援策として、補正第1号では飲食業に一律30万円給付、今回の補正第3号では、主に飲食業以外で20%以上の減収を対象に一律20万円給付とあります。

そこで(1)ですけれども、業種により支援内容が違うが、どのような考えからか。

(2)この後も事業者向けの支援策、経済対策は検討されるのか。

同じく2款1項14目18節の負担金補助及び交付金、学生生活緊急支援給付金4,000万円について。

コロナ禍による困窮学生への支援策として、5月19日には国の給付事業も決まり、にかほ市独自の奨学生への給付も2万円の8ヵ月、9ヵ月と決定しています。にかほ市独自の特別貸付事業を2万円というところでございますが、(3)今回の補正予算は奨学生への現金給付だけだが、奨学生に限定しない学生支援として、市出身の学生たちへの平等な支援ができないものなのか。例えば物資等の支援とか、そういうものが考えられないものなのでしょうか、お伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、ただいまの御質問、業種によって支援内容が違うが、どのような考えからかについてお答えいたします。

補正第1号では、にかほ市飲食店等緊急支援給付金として飲食業、宿泊業に一律30万円を給付しておりました。これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴って行動自粛等による売り上げへの直撃を受けた飲食業、宿泊業の売り上げが急落し、本市の資源の維持、経済の安定と地域活力の保持のために緊急に速やかに対策を講じる必要があったからでございます。全国の多くの自治体でも、まずはこの業界に対して直接的支援を行っているところでございます。

今回のにかほ市事業継続応援給付金は、飲食業、宿泊業を除く多くの業態を想定しておりますが、国の支援策として融資制度などの資金繰り支援、それから雇用調整助成金などの特例措置、税金・社会保険などの特例などが国の方で出揃い、さらには持続化給付金の支援も開始されたことから、この持続化給付金に上乘せして、あるいは受給条件である前年収入50%減少に届かない方々にも下支えの一部としてもらうために、広い業種に対して事業全般に広く使えるよう、応援の意味を込めて支給するものでございます。

続きまして、この後も事業者向けの支援策、経済対策は検討されているのかという点についてお答えいたします。

現状、新型コロナウイルスに対するワクチンや特効薬が開発されたわけではございません。ウイルスが撲滅されたわけでもございません。国内で一時的に沈静化しただけかもしれないですし、第2波は必ずやってくると覚悟しなければいけないと考えております。当然政府でもそのことを踏まえながら、経済対策とのバランスを図り始めておりますし、私どもも同じ意識の中で、このリーマンショック以上とも言われる経済危機も含めて、あらゆる想定をしなければならないと考えております。

その中で、今後については、感染拡大の行方に注視するとともに、現状の緊急支援フェーズ、それから収束後のV字回復フェーズの想定を意識しながら、国・県の動きとも連動することで効果を最大限発揮できるよう見極めをしっかりとしながら、あらゆる対策を講じてまいりたいというふうには考えております。以上です。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、(3)の奨学生に限定しない学生支援策として物資支援などは検討しないのかの質問にお答えいたします。

先ほども説明いたしました、本市では学生の支援策を検討するために市出身の学生にインターネット等でアンケートを実施したところでございます。その中で、にかほ市に期待する支援についての問いに、奨学生等貸付金の臨時増額貸付を選択した学生が15%おりました。また、同じ設問の「その他」を選択して自由記載をした学生は16%おり、その内容を見ますと、食材やマスクなどの支援の希望も若干はありましたが、多くが給付金などの金銭的な支援を希望している状況にありました。これらを踏まえて、物資支援ではなくて給付金、そして奨学金を受けていない学生に対しては特別の奨学金特別貸付を行って支援していくということになったわけでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 佐々木孝二議員。

●2番（佐々木孝二君） 今の教育次長の説明も分かるんですけども、あくまでも貸付といえば返さなきゃならないわけでしょ。私は平等にやってほしいというのは、やはり帰省もできない子ども方がいっぱいいるわけですから、せめてにかほ市の特産品でも何か送って、まず頑張ってくれと、そういうふうな意味でまず質問したわけなんで、今さら2万円借りた、3万円借りた、もう3ヵ月も4ヵ月も借りた、後で返さなきゃならないわけですよ。そういうことをしなくてもいいような物資の支援をお願いできないかなと、そういうふうな質問でございましたけども。

それからあと、この後の事業者さんもそうなんですけども、当然V字回復というのが非常に難しい部分もあるのではないかなと思うので、その辺をまずできるだけ早く支援を考えてもらうとか、事業者単位で聞き取りをしていただくとか、そういうふうにしていただければなど。特別、私も質問を考えてもきてませんので、やってもらえるものだと思ってしゃべってるので、できれば市の方に期待をしながら、できるだけ業者さんに手厚い給付など期待をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

●議長（佐藤元君） 市長。

●市長（市川雄次君） 質疑でしたので、質疑に答弁が必要ですのでお答えをさせていただきます。

2番目の経済界に対する、事業者に対する支援については、当然のことながら現段階は第1段階と第2段階の狭間の時期だと思っております。ですので、感染防止対策と経済の回復及び安定に向けた取り組みの両にらみでやっていかなければならないと思っております。

先ほど商工観光部長がお答えしましたように、第2波も十分に懸念される事項でありますので、そのときが来たら十分に対応するという覚悟でおりますので、そのことについては御理解をいただきたいと思っております。

なお、先ほど質問の中で特別貸付事業について月2万円という質問されましたけれども、その内容はちょっと誤りでありますので、正確なところで議事録等を作成していただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

●議長（佐藤元君） 次に、5番齋藤聡議員。

●5番（齋藤聡君） では質疑をさせていただきます。

議案第44号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）、補正予算7ページにあたりますが、2款1項14目12節委託料、コールセンター委託料241万1,000円についてです。

先ほど説明もありましたが、こちらの方、コールセンターに対して3ヵ月、それから商工会に対して4ヵ月分ということでの241万1,000円ということでしたが、県内でも相談専門ダイヤル、コールセンター開設に事業者を使って委託しているところは、特別定額給付金の場合でありますと、ちょっと私が確認できたところでは秋田市がプレステージ社に対してコールセンター委託をしているようでございます。大規模都市であれば大阪市等、東京都内の区でも事業者に対して委託しているようでございますが、こうした業務委託とした経緯をお伺いいたします。

●議長（佐藤元君） 商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、県内でも相談専用ダイヤルに事業者を使って委託するのはまれなようであるという経緯を伺いますという御質問についてでございますが、にかほ市では、本給付金事業に先行しまして、5月18日から特別定額給付金につきまして既にコールセンターでの相談受付を行ってございます。特別定額給付金につきましては、コールセンターを活用して機能分担をすることにより給付作業まで順調に行われているとのことでございます。本応援給付金につきましては、対象となる事業者の要件や添付書類、収入減少割合の計算など、申請しようとする事業者も書類を受理して審査する職員も特別定額給付金よりもさらに事務が煩雑になることが見込まれております。そのため、申請受付窓口も市役所の3庁舎に加えて、にかほ市商工会の協力を得て商工会本所及び各支所の3ヵ所、合わせて6ヵ所といたしております。市役所では本給付金の事務に備えて職員体制の強化も図る予定でございますが、申請受付した書類の確認、審査、支払い事務作業は慎重に行わなければならないことが想定され、事業者からのお問い合わせはコールセンターで受け、そこで解決できるものはその場で回答することにより相談者にとっては迅速に問題解決できるとともに、職員の事務作業の効率化により支払いを少しでも迅速に行おうとするものでございます。

なお、全ての相談がコールセンターで解決できるものではございませんので、個別の案件の内容につきましては市役所の担当者に取り次ぐ流れとしております。

また、御質問の中にコールセンター事業者を使って委託するのはまれなようであるございましたが、以前は市役所業務でのコールセンター活用は無縁のようではありましたが、株式会社プレステージ・インターナショナルは地元で事業を行っておりまして大変身近な存在にあり、連携を取りやすいのも活用の理由でございます。

二つの事業のコールセンター委託の実績を見ながら、今後、市役所と民間事業者が機能分担することによりさらなる市役所業務の効率化や専門化を進めてまいりたいと考えております。

なお、ほかの自治体でのコールセンターの活用につきましても参考までに申し上げますと、横手市が特別定額給付金と新型コロナウイルス対策室総合相談窓口を開設しております。それから、先ほど議員がおっしゃいました秋田市では、特別定額給付金と事業者向け給付金事業をそれぞれプレステージ・インターナショナルに委託しております。それから酒田市では、特別定額給付金についてプレステージ・インターナショナルの従業員が市役所内で直接事務を請け負っているという状況

でございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 5番。

●5番（齋藤聡君） 再度質問させていただきます。

特別定額給付金に関しては、市民の皆さんに早めに現金の方給付していただくために、役所内、各報道でも役所の方々が非常に煩雑な作業に追われ苦勞されているということが全国各地で報道されておりますが、今回の給付金に関して、説明会等では商工会であればその申告等ですね——商工会に加盟している人たちの申告等も扱っているのです、その給付の際の申請の事務処理等の相談に対してはうまく適応してくれるのではないかとというような説明をされておりましたが、今回の対策事業に関してコールセンターというのはどこまでの必要性を感じて使われたのかということをお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 私どもその先行しております30万円の飲食店に対する給付金、それからおうちでレストラン、こちらの方も商工観光部で実はやっております、もう非常に忙しい状態でございます。電話も鳴りっぱなし——スタートのときは鳴りっぱなしでございました。それと平行してまた今回の事業もしなければいけないということでございまして、少しでもやはりこちらの方の軽減をしなければ職員等のいわゆる体力の問題もございまして、働き方改革の中でございますので、それらも考慮しながら考えたところでございます。

●議長（佐藤元君） 次に、1番齋藤光春議員。

●1番（齋藤光春君） 今回の令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての質問をさせていただきます。早急な支援策ということで私は賛成の立場でありますので、ちょっと細かいのですが確認の意味で質問させていただきます。

2款1項14目18節事業継続応援給付金1億6,000万円のことについてです。

(1)にかほ市事業継続応援給付金について。

①給付要件の中に「前年事業収入が100万円以上であること」とあるが、事業収入100万円とした根拠はどうか。また、給付額が20万円とした根拠は。

②前年収入が100万円未満の零細事業者に対する支援はないのか。

③給付申請の際、事業実績に関する添付書類等が必要であるが、主に商工者の書類審査に関しては商工会の職員が精通していることから、申請期間の全期間を業務委託する方がミスもなく、市役所職員が通常業務に専念できるのではないかとと思われるが、そのような考えはないか。

④給付要件「前年同月比20%以上の減収月があること」に関して、白色申告の、青色はないと思いますが、個人事業者は、前年収入を12ヵ月で割った月平均が認められるようだが、その場合、季節やイベント、天候、または社会の景況状況によって、コロナの影響以外の要因で20%減収となることもあり得るが、これについても対象となるのか。

次、2款1項14目18節学生生活緊急支援給付金4,000万円のことですが、(2)にかほ市学生生活緊急支援給付金について。

①にかほ市学生生活緊急支援給付金の給付期間が8ヵ月から9ヵ月という根拠はどのようにして策

定したのかということをお聞きいたします。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） それでは、御質問の(1)の①、前年事業収入が100万円以上であること及び給付額が20万円とした根拠についてということでお答えいたします。

まず、本給付金制度は国による持続化給付金の制度を参考に制度設計してということ、説明会でも申し上げておりました。国の持続化給付金では、前年同月比50%の収入減少があった今年のいずれか一月を対象月として、法人に対して最高200万円、個人事業者で最高100万円を給付する事業でございます。市の制度は国の減少率50%の対象までは至らない事業者に対して広く対象となるよう、減少率を20%以上対象としております。その20%以上の減少というのは、国の中小企業信用保証保険法に位置づけられる有事の際の融資制度の一つでありますセーフティネット保証4号、これは自然災害や突発的な理由によって相当数の中小企業活動に著しい支障を生じてる場合に適用されるセーフティネットでございますが、その要件が直近1ヵ月の事業収入が前年同期比で20%以上減少した場合に認定対象になるというものから参酌して20%と設定しております。この20%をもとに、市の制度においては収入が20%減少で給付金一律20万円となる最低ラインが100万円であるということ、まずは100万円を基準といたしました。また、給与所得者の社会保険の扶養基準、これが一定条件下では106万円あるいは130万円、これは社会保険の扶養基準でございます。また、一般の給与所得者で給与所得控除の合計103万円、これが所得税の課税ラインとなっております。また、住民税の場合も課税ラインが約100万円程度となっていることなど、自立して持続可能な事業者の目安として参考にしております。また、県内のほかの自治体においても同様の理由により下限を設けてることも参考にしております。

それから、給付額20万円とした根拠は、にかほ市の制度の参考にするため、県内自治体で同様の対策を講じ、あるいは計画をしているところが13自治体、現在もう少しあるかもしれませんが、そのほとんどが20万円と決しているようでございます。このたびの給付金というのは、にかほ市飲食店等緊急支援給付金30万円のときのように1ヵ月の固定費相当分というような積み上げ方式ではなく、本市同様に他市においても財源として地方創生特別交付金等を等しく活用していることから、財政事情等も勘案して20万円としたものでございます。

次に、②前年収入が100万円未満の零細企業者に対する支援はないのかという御質問についてでございます。

本給付金に限った回答といたしますと、ただいま申しましたように昨年の事業収入が100万円以上の事業者を対象としておりますので、それを満たさない事業者への支援とはなりません。

なお、本給付金は確定申告の事業収入欄、説明会でも申し上げましたが申告書の左上のところに出てくる事業収入欄の収入金額を基準としております。国の持続化給付金同様、給与収入や年金収入などがあるなしにかかわらず、コロナウイルスの影響を含めた要件を満たせば給付いたします。事業収入100万円を下回る場合でも、給与収入や年金収入、あるいは扶養されている方、それから副収入として事業収入を計上されてる方、様々なケースがありまして、御質問にある零細事業者の定義もなかなか定めることが難しいと考えているところでございます。

次に③、主に商工者の書類審査に関しては商工会の職員が精通していることから、申請期間の全期間を業務委託する方がミスもなくよいのではとの御質問でございます。

齋藤議員の御質問にもありましたように、商工会の指導員や普及員は本給付金に関しても審査の目が行き届くと考えておりまして、このたび受付窓口として御協力をいただくこととしております。それによりまして、窓口受付は市役所の3庁舎に加えて商工会本所及び各支所の3ヵ所、合わせて6ヵ所となります。申請受付は6月中旬から12月末までを予定しておりますが、申請の大半が申請受付開始後概ね3ヵ月間程度に集中するのではないかと見ております。一部の業種を除けば、後半の申請者がかなり減少するものと見ております。窓口混雑による3密の回避や事務処理の遅延も少しでも回避するため、9月末までに商工会の協力をいただくというものでございます。それから、商工会では、毎年年末が近づきまして事業者の年末調整や確定申告の決算指導に商工会自体が忙殺される時期となることも配慮しているつもりでございます。

続きまして、④給付要件の前年同期比で20%以上の減収月であることに関して、白色申告の個人事業者は前年収入を12ヵ月で割った月平均が認められるようだが、その場合、季節やイベント、天候、コロナの影響以外の要因で20%減収となることもあり得るのかということでございます。

本給付制度は、国の持続化給付金同様、そもそも大前提が新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けているという大前提がございます。そういう事業者を対象としておりますので、天候や災害、それから高齢化や病気による経営規模の縮小などによる減収というのは対象にいたしておりません。また、例えば参考までに申し上げますと、国の持続化給付金の運用につきましては、農業ですが秋田県農林水産部から農林漁業者向けに出している注意事項では、例としまして水稻単作農家に関しては、計算上、収入減少があっても新型コロナウイルスの影響とは言えず対象外になるという通知が、これ多分農協の方にはもう行ってると思うんですが、出されておまして、市の給付金も同様の対応の方針と考えているところでございます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） それでは、(2)にかほ市学生生活緊急支援給付金の給付期間の根拠の質問についてお答えいたします。

初めに、一時金といたしましては、国からの10万円の特別定額給付金や文部科学省の困窮学生に対する最大20万円の学生支援緊急給付金があり、このほか各大学等におきましても独自の支援金などを設けているところもあるようでございます。こうした一時金は、これまでの新型コロナウイルス感染症拡大の影響で困窮している学生等にとりまして効果的な支援であるとは思っております。また、先日、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が解除され、最後まで宣言の対象であった東京など5都道府県でも徐々に自粛が緩和されていくようでございます。しかし、学生たちのアルバイトの再開状況や親の経済状況などの見通しは立たないことも多く、第2波の予想もあり、先行きは不透明であるとも思われるところでございます。

こうした中におきまして、今回の給付金は今後の学生生活を継続して支援することを目的としたものであります。また、本年度内に卒業を迎える学生たちも多いと思われ、今後、就職活動などに専念することにもなろうかと思っております。これらを勘案して、卒業年度内は市から支援を受けられる

ということで少しでも不安の解消につなげていきたいと考え、3月としたものでございます。以上です。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 丁寧な説明ありがとうございました。先ほど商工観光部長の方からお話しただいた、ぜひ、いろいろ困ってる方が多いですので、給付の方をお願いしたいと思います。

ただ、何点かお伺いしますけども、例えば直近の20%、国の方のセーフティなんかでは50%ということ参考にしてやられたということなんですけども、例えばコロナと、それから平均ですね、先日いただいたのを見ますと年間の月の平均が例えば年収が240万円であれば12ヵ月で20万円、その対象ということになるんですけども、でも様々な例えば小売とか観光業なんかでは、季節的なものとか、それから天候不順とか、この影響で全然、前年度の収入が大幅に減ったりということもあるわけですね。だから特に零細、先ほど言いました零細、こちらの方は特にそういうものも影響大きい場合もありますので、例年であれば100万円以上だったのが昨年だけ100万円切ったということも考えられますので、そこら辺ももしあれであれば今後検討する際、審査していただいて給付も考えていただければと思うわけで言わせていただきました。

それから、この事業が主業務であった場合のその副業としてほかのもやって収入が100万円超えたりする場合あるんですが、その主業務が100万円満たなかったっていう場合もあるわけですね。だからそこら辺のとも審査をやって給付できるのかということですよ。

それから、最後ですけども学生の支援の方なんですけども、こちらの方、例えば国立大学、私立大学、それから文系・理系等、医療系で様々なやっぱり経費が違うわけですので、そこら辺のところ一律のこういうのでいいのかどうかということも検討するということはあるものではないでしょうか。以上です。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） まず最初の御質問が100万円の件の再質問と承りましたが、この事業がコロナウイルスが終息した段階で、先ほどV字回復フェーズの到来のときということをお話ししましたが、この事業はそのV字回復フェーズの到来時に最も頑張っていたかなければいけない方々、これを応援するという趣旨の事業でございます。私どもが今回そのための応援給付金の制度設計をする際に主眼に置いたという点が二つございまして、一つは、やはりコロナウイルスで本当に困ってる方々に給付金20万円が確実にこれは届くということ。それから、持続化給付金が50%であるの対しまして応援給付金は20%という減収率とした場合に、同じルールでどういうことが発生するのか。例えば1億円の収入のある法人も対象になりますし、全部を入れた場合ですね、年間10万円の収入の個人事業主も、それから生活の糧を特に持っていない、先ほども申しました扶養されている方、あるいは給与収入が年金収入が主たる生計の中でいくばくかの収入がある、事業収入がある方も対象にするかと考えたときに、同じ土俵でいいのかという議論はありました。この結論としましてはやはりどこかに線を引くべきであろうということで、先ほどの線の理由が出てきたわけでございます。ということでございますので、その辺をまず御理解いただければなということでございます。

同じく主収入、それから副収入に関しましても、副収入だからといって対象にならないわけではございません。副収入といいましても、事業を二つやってる方もいれば、給与収入と事業も両方やってる方もいますので、そこでやはり100万円というボーダーを超えてる方々に関しては、基本的に事業とみなして対象とするということでございますので、そこら辺はどっちが多いとか過半だとかということではなく、事業収入の中で判断したいと思いますし、様々な事例、持続化給付金の中では雑所得とか給与所得とかってそういう問題も政府の方で対応しておりますが、そちらも含めてきめ細かく私どもの方でも応対したいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） 国立あるいは私立、それから医学部等の学部と、大学あるいは学部等に関するそれに応じた支援というものにつきましては、今のところ考えてはおりません。

●議長（佐藤元君） 1番。

●1番（齋藤光春君） 最後ですけれども、いずれこのような線引きということでいろいろ苦慮されたかと思えます。

あと最後ですが、審査する場合、提出書類、6カ所でやられるということですがけれども、こちらの方では審査の例えば商工会であれば提出書類のですね、審査は行うんでしょけれども、例えばその該当になるかならないかの可否、可否ですね、こちらの方は当然市役所の方でやられるものでしょうか。

それから、学生支援ですけれども、そういうような、その学部等、様々な学業等の選択によって違いますので、そこら辺も今後も見えていただければと思いますが、その検討等もしていただけるものでしょうか。以上です。

●議長（佐藤元君） 答弁、商工観光部長。

●商工観光部長（佐藤豊弘君） 可否判定に関しましては、当然私どもの方でしたいと思っております。必要によって、様々なケースがございますのでケース・バイ・ケースになります。場合によっては追加の資料を求めなければならないというケースも出てくるかもしれませんが、そこは丁寧に対応したいと思っております。以上です。

●議長（佐藤元君） 答弁、教育次長。

●教育次長（齋藤一樹君） 今のところそういうことはありませんけれども、今後の状況を見極めながらいろいろ考えていきたいと思うところがございますけれども、まずとりあえずこの今回の奨学生に対します給付、それから特別の奨学金の貸付の制度を十分に広く周知して、大いに活用させていただくような措置の方を講じていきたいと考えているところです。以上です。

●議長（佐藤元君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議案第44号についての質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第44号令和2年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第44号についての討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

説明員の皆様にお知らせします。これからの日程事項は常任委員会の構成替えなど議会内に係る件でございますので、説明員の皆様にはここで退席していただいても結構です。御苦労さまでした。

暫時休憩します。11時5分まで休憩します。

午前10時55分 休 憩

---

午前11時04分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、常任委員会委員の選任、日程第5、議会運営委員会委員の選任、日程第6、議会広報広聴委員会委員の選任及び日程第7、議会改革推進会議委員の選任を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告をさせます。

●事務局長（山田克浩君） それでは報告いたします。

総務常任委員会、小川正文議員、伊東温子議員、齋藤進議員、渋谷正敏議員、佐藤文昭議員、佐藤元議員、以上6名です。

教育民生常任委員会、齋藤光春議員、佐々木孝二議員、齋藤聡議員、佐々木正勝議員、佐々木春男議員、伊藤竹文議員、以上6名です。

産業建設常任委員会、森鉄也議員、佐藤直哉議員、宮崎信一議員、佐藤治一議員、佐々木敏春議員、菊地衛議員、以上6名です。

●議長（佐藤元君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当していますので、本職において各常任委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願います。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

各常任委員会から議会広報広聴委員会委員を2名選出し、併せて報告願います。

総務常任委員会は第1会議室、教育民生常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第3会議室で行ってください。

委員会のため、しばらく休憩します。

午前11時08分 休 憩

---

午前11時27分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
各常任委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。
- 事務局長（山田克浩君） それでは報告いたします。  
総務常任委員会、委員長、齋藤進議員、副委員長、佐藤文昭議員。  
教育民生常任委員会、委員長、佐々木春男議員、副委員長、佐々木孝二議員。  
産業建設常任委員会、委員長、森鉄也議員、副委員長、佐藤直哉議員、以上です。
- 議長（佐藤元君） ただいまの報告のとおり決定しました。  
次に、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。  
事務局長に報告させます。
- 事務局長（山田克浩君） それでは報告します。  
議会運営委員は、齋藤光春議員、宮崎信一議員、佐藤治一議員、佐々木春男議員、佐々木敏春議員、伊藤竹文議員、佐藤文昭議員、以上7名です。
- 議長（佐藤元君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。  
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。  
議会運営委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当しておりますので、本職において議会運営委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願います。  
議会運営委員会は第1会議室です。  
なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。  
しばらく休憩します。

午前11時29分 休 憩

---

午前11時38分 再 開

- 議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
議会運営委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。
- 事務局長（山田克浩君） それでは報告いたします。

議会運営委員会、委員長、伊藤竹文議員、副委員長、佐藤治一議員、以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のとおり決定しました。

お諮りします。議会広報広聴委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第5条第2項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告させます。

●事務局長（山田克浩君） それでは報告いたします。

副議長、小川正文議員、議会運営委員長、伊藤竹文議員、総務常任委員会から佐藤文昭議員、伊東温子議員、教育民生常任委員会から佐々木孝二議員、齋藤聡議員、産業建設常任委員会から佐藤直哉議員、佐々木敏春議員、以上8名です。

●議長（佐藤元君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報広聴委員会は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当しておりますので、本職において議会広報広聴委員会を招集します。正副委員長を互選して報告願います。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に職務を行っていただきます。

議会広報広聴委員会は第2会議室です。

しばらく休憩します。

午前11時40分 休 憩

---

午前11時49分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報広聴委員会の正副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（山田克浩君） それでは報告します。

議会広報広聴委員会、委員長、佐々木敏春議員、副委員長、齋藤聡議員、以上です。

次に、議会改革推進会議委員の選任については、議会改革推進会議設置規定第3条第2項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告させます。

●事務局長（山田克浩君） それでは報告します。

議会改革推進会議委員は、議長、副議長と佐々木孝二議員、伊東温子議員、齋藤聡議員、齋藤進議員、渋谷正敏議員、佐々木春男議員、佐々木敏春議員、以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会改革推進会議は、ただいまのところ「正副委員長が欠けたとき」に該当していますので、本職において議会改革推進会議を招集いたします。正副委員長を互選して報告願います。

議会改革推進会議は第1会議室です。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。

しばらく休憩します。

午前11時51分 休 憩

---

午前11時57分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会改革推進会議の正副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（山田克浩君） それでは報告いたします。

議会改革推進会議、委員長、小川正文議員、副委員長、伊東温子議員、以上です。

●議長（佐藤元君） 以上のとおり決定をしました。

暫時休憩します。

午前11時58分 休 憩

---

午前11時58分 再 開

●副議長（小川正文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議長の常任委員会委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、18番佐藤元議員の退場を求めます。

【18番（佐藤元君）退場】

●副議長（小川正文君） 議長から、総務常任委員会委員を辞任したいという申し出があります。

お諮りをいたします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（小川正文君） 異議なしと認めます。したがって、佐藤元議長の総務常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後0時00分 休 憩

---

午後0時01分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和2年第3回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後0時02分 閉 会

---